

2 令和5年度資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告します。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	法適用企業	法非適用企業
	宅地造成事業以外	宅地造成事業以外
	公共下水道事業	農業集落排水事業
令和5年度 決算 資金不足比率	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと	

注1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

注2 農業集落排水事業については、令和6年度から地方公営企業法を適用することに伴い打ち決算としたため資金不足が発生したが、解消可能資金不足額(注3)を控除することにより資金不足額は0となった。

注3 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金不足額が生じている等の事情がある場合において、資金不足額から控除する一定の額。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。